

議案第131号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例（第89条—第91条）」を「第7章 多機能型事業所に関する特例（第89条—第91条）」に改める。

第5条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第6条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第72条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第89条第1項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中に、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類する

もののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）、第17条（第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第5項、第6条第7項、第72条第5項及び第89条第1項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。